

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仲卸業者の直接集荷の許可申請
概要	業務条例において、仲卸業者は場内の卸売業者以外の者から生鮮食料品を買い入れて販売することを禁止されていますが、場内の卸売業者から買い入れることが困難なものについて、市長の承認を受けた場合には買い入れることができます。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第44条（昭和46年条例第40号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例施行規則第70条（昭和47年規則第7号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第54条の2（昭和47年規則第8号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 仲卸業者の直接集荷の許可要領（中央卸売市場 各場担当窓口）
審査基準	<p>◎ 市場全体としての集荷販売機能の充実に資するもので、次の各号のいずれかに該当する場合に限り許可します。</p> <p>(1) 卸売業者が、通常取引において、当該市場の仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしていない場合</p> <p>(2) 卸売業者が通常取引において行う卸売が、当該市場の仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、その仲卸業者の需要を十分に満たすことができない場合</p> <p>(3) 仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、通常取引において、当該市場の卸売業者からの買い入れでは、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れる場合より当該物品を取り扱う仲卸業者にとって著しく不利益となる場合</p> <p>(4) 市場の卸売業者が他の卸売市場において卸売を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の提携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等について、仲卸業者が買入れ（食肉部における家畜の生体に係るものを除く）をする場合であって、次のいずれにも該当する場合</p> <p>ア 当該契約において、買入れをしようとする生鮮食料品等の品目、卸売の数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限り）及び当該生鮮食料品等の入荷が著しく減少した場合の措置が定められていること</p> <p>イ 市長が、あらかじめ委員会の意見を聴いて、当該契約に基づいて行われる卸売を市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして承認していること</p> <p>(5) 農林漁業者等及び食品製造業者等においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、仲卸業者が当該農林漁業者から買入れ（食肉部における家畜の生体に係るものを除く）をする場合であって、次のいずれにも該当する場合</p> <p>ア 当該契約において、買入れをしようとする生鮮食料品等の品目、卸売の数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限り）及び当該生鮮食料品等の入荷が著しく減少した場合の措置が定められていること</p> <p>イ 市長が、あらかじめ委員会の意見を聴いて、当該契約に基づいて行われる卸売を市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして承認していること</p>
標準処理期間	即日 ただし (4) (5) の場合は 1 か月
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html
備考	—